## 日本地学教育学会々則および日本地学教育学会々則の細則 新旧対照表

新	旧	備考
日本地学教育学会々則	日本地学教育学会々則	
第4条 1. (略) 2. 購読会員:本会の <u>目的および</u> 事業に賛同し,本会の刊行物を購読する団体または法人. 3. (略) 4. (略) (削除)	第4条 1. (略) 2. 購読会員:本会の目的におよび事業に賛同し、本会の刊行物を購読する団体または法人. 3. (略) 4. (略) 5. 学生会員:地学教育またはそれに関連する諸科学について、大学およびそれに準ずる学校で勉学を行っている個人. 6. シニア会員:地学教育またはそれに関連する諸科学について、関心・学識または経験のある満60歳以上で常勤職に就いていない	(略) (変更) (略) (略) (削除) (削除)
<ul> <li>〔付則〕</li> <li>1. この会則は 2019 年 9 月 1 日 から実施する。</li> <li>2. 日本地学教育学会々則(2016 年 10 月 8 日 一部改訂)はこれを廃止する。</li> </ul> 日本地学教育学会々則の細則	個人.  [付則] 1. この会則は 2017 年 7 月 1 日から実施する. 2. 日本地学教育学会々則(2015 年 8 月 22 日一部改訂)はこれを廃止する.  日本地学教育学会々則の細則	(変更) (変更)
<会費についての細則> 1. 会費の年額は, つぎの通りとする.	<会費についての細則> 1.会費の年額は、つぎの通りとする.	
(1) 正 会 員 7,000 円 (在外会員も同額) ただし、大学学部ならびに大学院に在籍し、常勤職に就いていない個人で、毎年度ごとに、当該年度に在学先が発行した在学証明書または発	(1) 正 会 員 7,000円 (在外会員も同額)	(追加)

行年月日・有効期限の入った学生証の写しを提出した場合,学生割引を適用し、年会費を3,500 円とする. また、満年齢60歳以上で常勤職に就いていない個人で、年齢の証明できる公的証明書類(免許証等)の写しを、日本地学教育学会事務局に提出し、常務委員会の承認を得た場合、シニア割引を適用し、年会費を4,000 円とする.	(5) 学生会員 3,500 円	(削除)
(削除)	(6) シニア会員 4,000円	(削除)
2. 会費は、当該年度の7月1日以降9月30日までに納入しなければならない。 (削除)	2. 会費は、当該年度の7月1日以降9月30日までに納入しなければならない。 学生会員は、大学学部ならびに大学院に在籍するもので、専任の職を有するものおよび研究生は対象外とする。毎年度ごとに、当該年度に在学先が発行した在学証明書又は発行年月日・有効期限の入った学生証の写しを提出した場合、学生割引を適用し、年会費を3,500円とする。学会は、会員が学生・院生の資格を失った場合には、その翌年度会費から新たな資格に相当する会費を請求する。シニア会員に関しては、満年齢60歳以上で常勤職に就いていない個人は、シニア会員となることができる。シニア会員が定職に就いた場合は、自動的に正会員となるものとする。年齢の証明できる公的証明書類(免許証等)の写しを、日本地学教育学会事務局に提出し、常務委員会の承認を得た場合、シニア割引を適用し、年会費を4,000円とする。	(削除)
<役員選挙についての細則>	<役員選挙についての細則>	

9. 選挙管理委員会,会長および監事侯補者の氏名,評議員候補者の氏名および支部名を明記した投票用紙を、選挙権を持つ正会員に配布,または電子メールを用いて正会員に通知する.	9. 選挙管理委員会,会長および監事侯補者の氏名,評議員候補者の氏名および地区名を明記した投票用紙を,選挙権を持つ正会員に配布する.	(変更)
10. 投票は、つぎの条項のすべてを満たすものを有効と認める. (1) 規定の投票用紙を用い、無記名で郵送されたもの、 <u>もしくは電子媒体</u> により投票されたもの.	10. 投票は,つぎの条項のすべてを満たすものを有効と認める. (1) 規定の投票用紙を用い,無記名で郵送されたもの <u>.</u>	(修正)
(2) (略)	(2) (略)	(略)
(3) (略)	(3) (略)	(略)
(4) (略)	(4) (略)	(略)
(5) 選挙管理委員会が、指定の期日 ( <u>郵送の場合は消印有効</u> ) までに受け	(5) 選挙管理委員会が、指定の期日( <u>消印有効</u> ) までに受け取った	(修正)
取ったもの.	もの.	
11. 投票用紙の開票と集計、および電子媒体による投票の集計は、選挙管理委員会が指定した期日に常務委員の立ち会いのもとで行う. 正会員は開票に立ち合うことができる.	11. <u>開票は、</u> 選挙管理委員会が指定した期日に常務委員の立ち会いのもとで行う。会員は開票に立ち合うことができる。	(修正)
12. (略)	12. (略)	(略)
13. 本会の事業計画および収支予算書は常務委員会が作成し、日本地学教育学会会則の第9条により、毎事業年度の開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、会長当選者および評議員当選者は常務委員会の承認を得て、前年度に準じ業務を執行することができる。		(新設)